

府中市EVサポーター制度実施要綱

令和5年6月1日

府中市要綱第41号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において災害等による大規模停電が発生した際に、避難所、救護所等における緊急電源となる車両を確保するため、府中市EVサポーター制度（対象車両による外部給電活動への協力が可能な者をあらかじめ登録し、市長の依頼に基づき給電活動に協力する制度をいう。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（同法第58条第2項に規定する自動車検査証をいう。以下同じ。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。ただし、4輪のもの（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に限る。
- (2) 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が電気であることが記載されているものをいう。
- (3) プラグインハイブリッド自動車 電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車をいう。
- (4) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が圧縮水素であることが記載されているものをいう。
- (5) 対象車両 外部給電が可能な電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車をいう。

(対象者)

第3条 この要綱に基づき登録の申請ができる者は、市内に在住する者のうち、対象車両に係る自動車検査証上の使用者であるものとする。

(登録の申請)

第4条 この要綱に基づき登録を希望する者は、申請書に必要書類を添付して市

長に申請しなければならない。

(登録の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否について、当該申請をした者に対し通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録の決定をしたときは、前条の規定による申請をした者及び対象車両を登録し、登録した者(以下「登録者」という。)に対し、登録証を交付するものとする。

(有効期間)

第6条 前条第2項の登録証の有効期間は、同項の規定により登録した日から同項の規定により登録した対象車両(以下「登録車両」という。)の自動車検査証の有効期間の満了する日までとする。ただし、再登録を妨げない。

(登録内容の変更)

第7条 登録者は、第4条に規定する申請書の記載内容に変更があった場合は、届出書により市長に届け出なければならない。この場合において、自動車検査証の記載内容に変更があったときは、変更後の自動車検査証の写しを添付しなければならない。

(登録の解除)

第8条 第3条に規定する要件に該当しなくなった登録者又は登録の解除を希望する登録者は、届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出書の提出があったときは、登録を解除するものとする。

3 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を解除することができる。

(1) 死亡した場合

(2) 心身の故障のため、登録車両により市長が指定した避難所等へ参集し、給電活動に協力すること(以下「協力活動」という。)に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 市長からの連絡が2年以上取れない場合

(4) 虚偽の申請に基づき協力活動をする等信義に反する行為を行った場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、登録が適当でないと市長が認める事情があった場合

4 市長は、前2項の規定により登録を解除したときは、通知書により登録者に通知するものとする。

5 登録者は、第1項の規定により登録の解除の届出書を提出したとき、又は第3項の規定により登録を解除されたときは、市長に対し、速やかに登録証を返却しなければならない。

(災害時における活動内容)

第9条 市長は、災害時において協力活動が必要であると判断した場合は、登録者に対して、協力活動を依頼することができる。

2 前項の規定による依頼を受けた登録者は、当該登録者及び当該登録者の家族等の身体及び財産の安全等を最優先に考慮した上で、協力活動が可能であると判断した場合は、市長より指定された避難所等に登録車両により参集するものとする。

3 第1項の規定による依頼により参集した登録者（以下「災害時協力者」という。）は、避難所等の運営主体の指示に従い、登録車両からの給電活動を行うものとする。

4 災害時協力者は、避難所等における給電活動が終了した後は、自らの責任において、登録車両を避難所等から撤収するものとする。

(保険への加入)

第10条 市長は、登録者が前条第2項から第4項までの規定による協力活動により負傷し、又は死亡した場合に対処するため、市の費用負担により当該協力活動に係る保険に加入するものとする。

(報酬等)

第11条 災害時協力者の協力活動は無報酬とし、当該協力活動に要する費用は災害時協力者の負担とする。

2 市長は、災害時協力者が協力活動により負傷し、又は死亡した場合は、当該災害時協力者に対し、前条の保険により保険金を支払うものとする。

3 市長は、登録車両が市の責に帰すべき事由により損害を被った場合又は滅失した場合は、その損害を補償するものとする。ただし、災害時協力者の故意又は重大な過失によって生じた損害については、この限りでない。

(個人情報管理)

第12条 市長は、第4条の規定による申請をした者から提供された個人情報を

この要綱に定める事務の目的以外の目的のために利用してはならない。

2 市長は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うものとする。

（様式）

第13条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年5月24日から施行する。